

鹿沼市おためし宿泊事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住希望者に対し、短期間の体験できる機会を提供することにより、鹿沼市への移住・定住を促進するため、「鹿沼市おためし宿泊（以下「おためし宿泊」という。）」として宿泊料を一部補助することに関し、必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 おためし宿泊の施設及び位置は、別表のとおりとする。

(対象者)

第3条 おためし宿泊を利用できる者は、本市に住民登録を行っていない者で、現に本市へ移住を検討している就労意欲がある18歳以上の者及びその家族（同居予定者も含む）とする。

2 前項の規定に関わらず、鹿沼市暴力団排除条例第2条第5号又は第6号に規定する暴力団員又は暴力団員等（同居予定者がこれらに該当する場合も含む。）は、利用できない。

(申請)

第4条 おためし宿泊を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、原則として、利用開始する日の当日までに、電子メール、郵便、その他の手段を持って鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会会長（以下「会長」という。）に利用期日等、必要事項を申請しなければならない。

2 利用者は、申請書を提出する前に、あらかじめおためし宿泊の予約を行うものとする。
3 会長は、利用を開始する日の当日までに申請書の提出がない利用は、補助を行わないこととできる。

(利用決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、一泊当たり1,000円を利用者に補助する。

2 会長は、前項の規定による利用決定をする場合において、おためし宿泊の管理上必要な条件を付すことができる。

3 会長は、第1項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助をしないことができる。

(1)おためし宿泊の設置目的に反するとき。

(2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3)おためし宿泊の設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4)その他おためし宿泊の管理上支障があるとき。

(利用期間等)

第6条 利用期間は、原則として1泊以上5泊以内とする。

2 利用期間の初日及び末日は、12月29日から1月3日とすることができない。

(交付額等)

第7条 おためし宿泊の1日当たりの補助額は、一泊当たり1,000円とする。

2 交付額以外の宿泊にかかる一切の経費は、利用者の負担とする。

(遵守事項)

第8条 利用者は、おためし宿泊を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用期間中に移住・就労に関する行為を必ず実施すること。
- (2) 宿泊施設の規則等を遵守すること。
- (3) 利用後にレポートを提出すること。
- (4) その他おためし宿泊に関し、会長が必要と認めること。

(制限行為)

第9条 利用者は、おためし宿泊において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 全部又は一部の権利を譲渡すること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (4) 事業又は営業を行うこと。
- (5) 興行を行うこと。
- (6) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (7) 文書、図書その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (8) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (9) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (10) 動物等を飼育すること。
- (11) おためし宿泊の建物内で喫煙すること。
- (12) その他おためし宿泊の使用にふさわしくない行為をすること。

(利用決定の取消)

第10条 会長は、利用者が前2条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第5条第1項による交付を取り消すことができる。この場合において、会長は、おためし宿泊利用取消を利用者に通知し、補助金の交付を行わないまたは補助金の返還を求める。前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、会長はその責任を負わない。

(立入り)

第11条 会長は、おためし宿泊の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、

あらかじめ利用者の承諾を得て、おためし宿泊施設内に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(事故免責)

第12条 おためし宿泊が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該おためし宿泊内又はおためし宿泊の周辺で発生した事故に対して、会長は、その責任を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年1月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置	その他
Center	鹿沼市銀座1丁目1273	